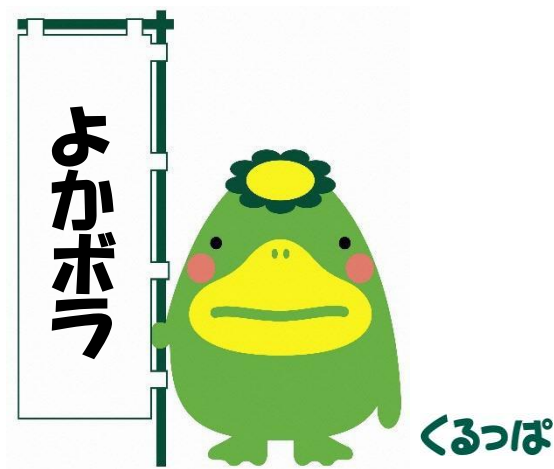


# よかよか介護ボランティア事業 事業者向け説明会

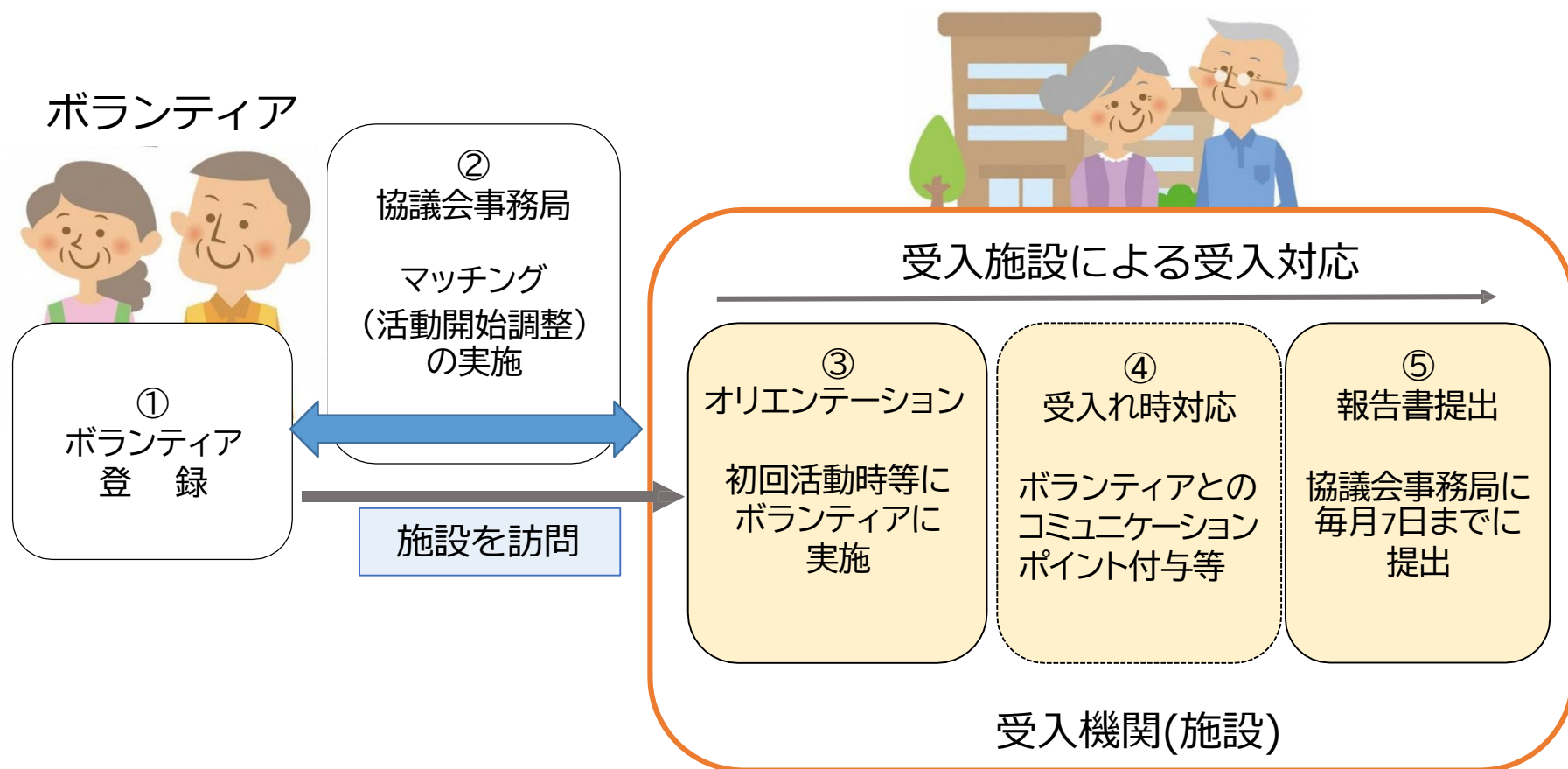


令和8年9月24日(木)  
10:00~11:00

# 本日の内容

1. よかよか介護ボランティアについて(30分)  
—久留米市介護福祉サービス事業者協議会
2. くるめ健康のびのびポイントについて(20分)  
—久留米市保健所健康推進課
3. その他

# ボランティア受入れの流れ



# 【受入の流れ】

- ①ボランティアの希望に応じて、協議会事務局が受入機関に連絡
  - ・活動内容や頻度、初回訪問日時等を調整(マッチング)
- ②初回訪問時はボランティアとオリエンテーションを行う
  - ・活動の頻度・曜日・時間帯・感染対策を含めた注意点など
- ③両者合意のもと活動開始
- ④活動時間に応じて、活動ポイントを付与 **《今回の変更点》**
- ⑤継続して受入れが可能な場合は、次回以降の活動について  
本人と調整
- ⑥受入実績報告書を協議会事務局へ提出(翌月7日まで)

感謝の言葉はやりがいや次の活動への活力につながります

# 【活動時間に応じたポイントの付与】

○ボランティア活動1時間につき**原則1ポイント**が付与されます。  
また、**1日最大2ポイントまで**付与できます。

※2時間を超えた場合のポイントは付与されません。

※ただし、③利用者等への芸能披露、④施設行事の手伝いは、  
**1回の活動につき2ポイントが**付与されます。

# 【ポイント付与の方法】

ボランティア活動後に、活動時間、活動内容に応じたスタンプ帳への押印、日付を記入ください。

⇒10月1日より変わります



# 【ポイント付与の方法が変わります】

令和8年10月1日より  
「くるめ健康のびのびポイントアプリ」を使用した  
ポイント付与に移行します

2026年10月1日

2027年10月1日

アプリでのポイント付与開始  
移行期間

アプリへ完全移行

スタンプ帳

アプリ登録ができない方  
のみスタンプ帳使用

※スタンプ帳とアプリを持参された方には、アプリ優先で  
ポイント付与をお願いします。

# 【アプリ使用のメリット・期待する効果】

- ①よかよか介護ボランティアの活動ポイントと同時に  
「くるめ健康のびのびポイント」も貯めることができる

| 活動時間/<br>付与ポイント | よかよか介護ボランティア | くるめ健康<br>のびのびポイント |
|-----------------|--------------|-------------------|
| 1時間             | 1ポイント獲得      | 5ポイント獲得           |
| 2時間             | 2ポイント獲得      | 10ポイント獲得          |

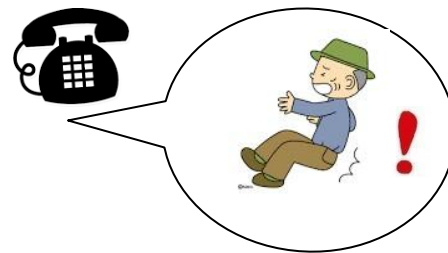
- ②ボランティアの活動意欲の促進・活動の増加・介護予防  
③施設職員の負担軽減  
④利用者・入居者の地域とのつながりが深まる・生活の質向上

# 【アプリ使用時の注意点】

- ①紙のスタンプ帳で付与した期間を遡ってのくるめ健康のびのびポイントの付与はできません。
- ②QRコード(1時間・2時間)の読み取りを間違えてしまった場合、アプリの「**KID**」と「**登録氏名(ニックネーム)**」を長寿支援課へご連絡ください。  
※アプリ内のアカウント設定から確認ができます(別紙参照)。
- ③機器不具合や通信障害でポイント付与できなかった場合、アプリの「**KID**」と「**登録氏名(ニックネーム)**」を長寿支援課へご連絡ください。

(長寿支援課 0942-30-9207)

# 【もし、事故が起きた場合？】



- ・ボランティアは、久留米市市民活動保険に加入しています。
- ・保険会社への保険加入申し込みや、保険料の支払いは市が行いますので、ボランティアや受入機関が行う手続きはありません。
- ・事故が発生した際は、長寿支援課にご連絡ください。  
(TEL:0942-30-9207)

**久留米市市民活動保険**は「新型コロナウイルス感染症」は  
補償の対象になりません。ご注意ください。

## 【久留米市市民活動保険の補償内容】

### 【ボランティアがけがをした(傷害補償)】

市民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害または死亡した場合に支払われます。

(例) 清掃のため脚立に登ったところ足を滑らせて転落し骨折した。

### 【他人をけがさせた、他人の物を壊したなど(賠償責任補償)】

市民活動中に第三者の身体・財物などに損害を与え、法律上の賠償責任を被る場合に支払われます。

(例) 清掃活動中、石が飛び、近くの車に当たって傷をつけた。

※詳細は後日郵送の市民活動保険リーフレットをご確認ください。

# 【次のようなものは補償対象ではありません】

## 〈危険な行為や活動〉

- ・活動する人の故意によるもの
- ・闘争行為によるもの
- ・災害時において、警報発令以上の活動
- ・チェーンソーを使ったもの

## 〈傷害事故で対象とならない主なもの〉

- ・脳疾患、疾病、心身喪失によるもの
- ・けい部症候群(むちうち症)や腰痛で他覚症状のないもの
- ・日射や熱射による熱中症

## 〈賠償事故で対象とならない主なもの〉

- ・自宅から活動場所までの往復途上の事故
- ・自動車などの運転中のもの※自分がけがをした場合は、傷害補償の対象  
(ただし、私用でどこかへ立ち寄る場合は保障されません。)
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因するもの

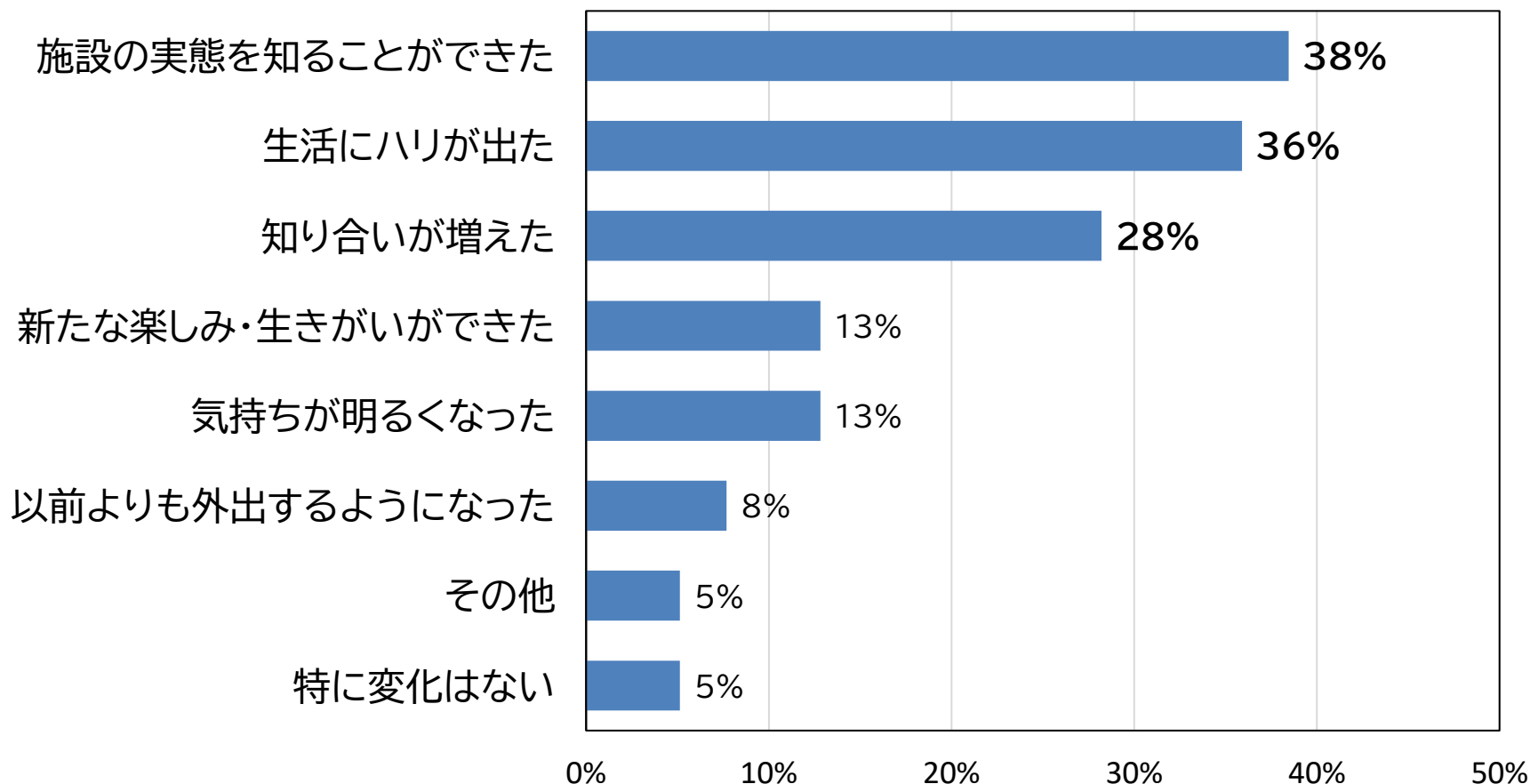
# 【 受入実績の報告 報告書提出 】

- ・ボランティアを受入した場合には、**翌月の7日まで**に月次報告書をFAXまたはメールにて協議会事務局に提出ください。
- ・また、ボランティアから活動休止や中止などの申し出があった場合は、報告書にその旨の記載をお願いいたします。
- ・月次報告書の様式は、事業者協議会ホームページの「よかよか介護ボランティア」のページでダウンロードできます。

HP: <https://www.kurume-kaigo.net/> (久留米介護ネットで検索🔍)

## 【参考】ボランティアへのアンケート結果(令和7年度)

### Q. 活動することでご自身に変化はありましたか？



# ボランティアさん自己PR(令和7年実施アンケートより)

- 書道の指導
- 茶道
- 絵を描く事が好きで一緒に描いたり、手作りもしたい
- 絵本の読み聞かせ
- 囲碁の相手
- 踊り
- 歌で施設訪問(個人・団体)
- ギター演奏による昭和歌謡
- ハーモニカ演奏、花の写真をプレゼント
- 傾聴ボランティア
- パソコンの基本的操作(ワードやエクセルの基本的な操作やスマホのメールなど高齢者に教えることができる)

# 【質疑応答】

事業概要やボランティアの受入れに関する質問や相談等はお気軽に連絡ください。

特定非営利活動法人

久留米市介護福祉サービス事業者協議会 事務局

電 話 : 0942-35-1525    F A X : 0942-46-5841

メー ル : [info@kurume-kaigo.net](mailto:info@kurume-kaigo.net)

H P : <https://www.kurume-kaigo.net/>

(久留米介護ネットで検索 🔍)

### 3. その他

- ①QRコードとアプリインストールマニュアルの送付について  
9月中旬に全ての登録事業所へ郵送いたします。
- ②QRコードの管理について  
万が一、紛失された場合は事業者協議会までご連絡ください。
- ③アーカイブ配信期間について(10月1日～12月31日まで)  
QRコード送付の際にあわせてご案内いたします。